

「学校法人長崎学院 長崎外国語大学 ガバナンス・コード（第2版）」
 （「日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード＜第2.0版＞」準拠、2024年11月28日学校法人長崎学院第439回理事会承認）

遵守（実施）状況点検評価報告書（2025年8月31日現在）

ガバナンス・コード		点検評価	
項目等名称	内容	遵守状況	「実施項目」の取組状況の説明等
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	学校法人長崎学院（以下、「本学院」という。）並びに長崎外国語大学（以下、「本学」という。）は、私立大学としての個性・特色ある多様な教育研究活動の質及び経営の健全性の維持・向上を図るため、建学の精神等の基本理念に基づき、教学と経営を一体的かつ自主・自律的に運営する。	○	
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	本学は、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明確に示し理解を得るとともに、目的達成に向けた教学運営体制を確立し、教育研究活動を推進する。	○	
実施項目1－1① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示する。	○	本学院の建学の精神、本学の使命・目的（学則第1条）及び教育目的（学則第4条第2項）を本学のホームページ（以下、「HP」という。）に掲載し、ステークホルダーに対して明示している。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/about/outline/ https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/faculties-and-departments/philosophy_idea/
実施項目1－1② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示すとともに、自己点検・評価結果に基づき、教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努める。	○	3つの方針を『学生要覧』に記載して卒業までに身に付ける能力を明確に示しているほか、毎年度自己点検・評価を実施し、教育の質の向上、並びに学修環境及び学修内容の不断の改善に努めている。
実施項目1－1③ 教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務（役割及び職務範囲）、学長の補佐体制（副学長・学部長の役割）及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等、教学組織の権限と役割を明確にする。	○	学長、副学長及び学部長については、学則、「学校法人長崎学院 学長選考規程」、「長崎外国語大学 副学長に関する規程」及び「長崎外国語大学 学部長選考規程」によって、それぞれの資質と役割が明文化されている。教授会については、学校教育法第93条に基づいた「長崎外国語大学 教授会規程」と「長崎外国語大学 教授会の審議事項に関する学長裁定」により、その権限と役割が明確化されている。

ガバナンス・コード		点検評価	
項目等名称	内容	遵守状況	「実施項目」の取組状況の説明等
実施項目1-1④ 教職協働体制の確保	教員と事務職員等が、適切に分担・協力・連携を行うことを可能とする体制を確保し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努める。	○	学則第4条の2第2項には「教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にする」旨を規定しており、学内主要会議の構成員数は教授会を除いて教職でほぼ同数となっているほか、学内各専門委員会にも1名以上の事務職員が構成員として参加している。この点はアドミッションズ・オフィスや、2024年度に発足した学生獲得プロジェクトチームにおいても同様であり、実効的な教職協働により学生獲得の取組が推進されている。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/08/gakusoku_20250821.pdf
実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（FD）、スタッフ・ディベロップメント（SD）に係る基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施する。	○	FD及びSDは、「長崎外国語大学 SDの実施方針」に基づき大学協議会で策定された年度実施計画に従い、それぞれ実施されている。またその実績は本学HPに公開している。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/about/internalqualityassurance/
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	本学院は、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して実効性のある中期的な計画を示し、進捗管理を行うことによって教育研究の質の向上及び組織運営の強化を図る。	○	
実施項目1-2① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	策定の主体や計画の期間、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法を明確にし、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込む。	○	本学院は、中期的な計画（以下、「中期計画」という。）を2021年度から2025年度を対象期間として策定している。当該計画は卒業生等の多様なステークホルダーの意見を教育改善に反映させる旨を規定しているほか、KGI及びKPIの達成に向けた具体的取組事項（アクション・プラン）を規定している。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/06/mediumtermplan_2021_2025_20230601.pdf
実施項目1-2② 計画実現のための進捗管理	計画実現のための進捗管理体制を確立し、進捗状況を把握し、その結果を内外に公表するとともに、必要に応じて計画の修正を行う。	○	中期計画の進捗管理は、自己点検・評価によって行われる。中期計画所載のKPIに準じた年度数値目標の達成状況確認による客観的な評価に努めており、その結果は自己点検・評価報告書として毎年度本学HPに公表している。また、2023年5月には取り巻く状況の変化に対応するかたちで中期計画の一部修正を行っている。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/about/internalqualityassurance/

ガバナンス・コード		点検評価	
項目等名称	内容	遵守状況	「実施項目」の取組状況の説明等
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	本学は、常に時代の変化に対応し、社会に貢献するため、公共性と社会性を重んじ、建学の精神等の基本理念に基づく教育研究・社会貢献活動を実践し、社会に有為な人材を輩出するとともに、社会課題の解決等に努める。	○	
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	本学は、社会からの要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動を実践するとともに、そこから得た教育研究活動の多様な成果を社会に還元し、社会の安定と発展に貢献する。	○	
実施項目2－1① 社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れなど、社会の要請に応じた学びの機会を提供する。	○	本学は入学選抜で社会人特別入試を実施し、地域の多様な社会人の受入れを図っている。
実施項目2－1② 社会貢献・地域連携の推進	環境への配慮をはじめとする社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に向けた取組など、「知の拠点」としての大学の役割を果たすよう努める。	○	長崎市、時津町及び長与町と包括連携協定を締結しており、環境への配慮（ゴミ分別方法への理解促進等）等の課題解決を支援しているほか、(株)十八親和銀行及び新上五島町との産官学三者包括連携協定を2018年に締結し、同町での地域課題解決の取組を継続している。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/ccrc/agreement/shinkamigotocho/
原則2－2 多様性への対応	本学院は、ダイバーシティ&インクルージョンの理念を踏まえ、多様性が尊重され包摂される共生社会の実現のため、学生、教職員等のすべての構成員の多様な価値観等が受容される環境を整備するなど、多様性への対応を講じる。	○	
実施項目2－2① 多様性を受容する体制の充実	性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努める。	○	学生については上記の社会人特別入試のほか、外国人留学生特別入試、海外帰国生徒特別入試、地域創生支援リーダー育成入試及び長崎県内離島地域高等学校出身者対象特別入試を実施して、多様な背景を持った学生の受入れに努めている。教職員については、「長崎外国語大学 研究力の向上に向けた方針・計画」の中で、女性研究者、若手研究者及び外国人研究者の構成比の目標値を設定し、人財多様性の確保の取組を行っており、事務職員においても、女性の占める割合は57.1%である。
実施項目2－2② 役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮する。	○	役員は9名中2名、評議員は10名中1名が女性であり、役員等への女性登用について一定の配慮がなされている。教職員と異なり具体的な数値目標は設定していないが、今後、男女共同参画社会の実現に向けた方針等の策定を検討中。

ガバナンス・コード		点検評価	
項目等名称	内容	遵守状況	「実施項目」の取組状況の説明等
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	本学院は、持続的な私立大学の価値向上を実現するため、ガバナンスに関する基本的な考え方や対応方針等を明確にすることにより、実効性の高いガバナンス体制を構築し、経営の安定性と継続性を確保する。	○	
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	本学院は、理事会における学校法人の業務に関する意思決定の機動性及び理事の業務執行に関する監督機能の適正性を確保する観点から、理事会の構成・運営方針等を明確にする。	○	
実施項目3－1① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。	○	理事に求められる資質については寄附行為第7条第1項に規定しており、更に本学院の建学の精神等に鑑み、同第5条第4項では理事にプロテスタントキリスト者を含むべき旨を定めている。またその選任過程は私立学校法に基づき、評議員会に諮問後、理事選任機関（理事会）で選任するものとして明確である。理事長については「学校法人長崎学院 理事の職務及び決裁権限規程」でその職務範囲を詳細に規定しており（第2条）、これを踏まえ理事会で選定されるものとなっている。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/2025_endowmentact.pdf
実施項目3－1② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の役割及び理事の責務を明確にするとともに評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。	○	理事の責務については寄附行為第13条各項に明らかなり、上記「理事の職務及び決裁権限規程」では専務理事及び常務理事の職務内容もそれぞれ定められている。理事会と評議員会との建設的協働と相互牽制体制の確保に向けては寄附行為第45条にそれぞれの決議内容が異なる場合の手続き（全理事の参加のもと評議員会を開催して協議）が定められている。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/2025_endowmentact.pdf
実施項目3－1③ 理事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。	○	「学校法人長崎学院 BDの実施に関する規程」に基づき役員研修（BD）を定期的に実施し、情報提供と研修機会の確保に努めている。2025年7月24日に実施された役員研修には、外部理事5名中3名（うち、同年6月27日に選任された新任理事は2名）の出席を得た。
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	本学院は、学校法人の管理運営の適正性を確保するうえで、監事及び会計監査人の独立性を高め、組織の重層的チェック体制を構築し、監査機能を強化するとともに、監事機能を実質化する。	○	
実施項目3－2① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。	○	監事及び会計監査人の選任については、寄附行為第21条及び第46条にそれぞれ定められており、ともに評議員会での選任とすることでその独立性を確保している。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/2025_endowmentact.pdf

ガバナンス・コード			点検評価	
項目等名称	内容	遵守状況	「実施項目」の取組状況の説明等	
実施項目3-2② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定するとともに、監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制を確立し、監査計画・結果等について、情報共有・意見交換を行う。	○	監査については「学校法人長崎学院 監事監査規程」によりその対象・手法等が定められているほか、毎年4月の理事会で当年度監査計画の報告を行っており、監事監査の結果もまた随時理事会に報告されている。また本学院内部監査委員会は監事監査及び会計監査人監査と適宜連携することとなっている。	
実施項目3-2③ 監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努める。	○	監事の業務支援については上記の内部監査委員会による支援（内部監査との合同監査等）のほか、「学校法人長崎学院 内部統制システム整備の基本方針」において事務職員による業務補助を行うことを規定している。研修機会としては上記3-1③にある役員研修（BD）のほか、文部科学省が毎年度実施している「学校法人監事研修会」を案内しており、一定の機会確保がなされている。	
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	本学院は、諮問機関としての評議員会機能の実質化及び監督機能の強化を図り、学校法人運営の機動性及び安定性を確保する観点から、評議員会の構成・運営方針等を明確にする。	○		
実施項目3-3① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	本学院設立の経緯や建学の精神との調和にも配慮し、評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保する。	○	設立の経緯と建学の精神に配慮し、寄附行為第5条第4項では理事と同様、評議員にプロテスタントキリスト者を含むべき旨を定めている。また評議員の構成は同第29条各項に依拠し、法人職員3名以内、法人設置学校卒業生1名、その他7名以内として、属性に応じた定数を設定し、適切な比率を維持している。その選任過程は同条においていずれも評議員会で選任するものと規定し、選任過程の透明性を担保している。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/2025_endowmentact.pdf	
実施項目3-3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保する。	○	評議員会の招集は、寄附行為第37条第4項に基づき、事前に理事会において日時、場所、議題及び議案等について決定のうえ、会議の1週間前までに案内を発している。評議員会の議決事項は、上記の監事、会計監査人及び評議員の選解任のほか、役員・評議員の損害賠償責任一部免除等、私立学校法等に基づき明確にされている。評議員会と理事会との建設的協働及び相互牽制体制については上記3-1②に同じ。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2025/05/2025_endowmentact.pdf	
実施項目3-3③ 評議員への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるように、新任・外部を含む評議員に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努める。	○	上記「BDの実施に関する規程」においては、役員研修（BD）への評議員の陪席を可能とする旨が規定されており、2025年7月24日に実施された役員研修には外部評議員7名中5名（いずれも同年6月27日に選任された新任評議員）の出席を得た。	

ガバナンス・コード		点検評価	
項目等名称	内容	遵守状況	「実施項目」の取組状況の説明等
原則3-4 危機管理体制の確立	本学院は、自然災害・事故・事件等の事象によるあらゆるリスク及び危機を未然に防止するとともに、発生時における被害を最小限にとどめるため、実効性のある危機管理体制を確立する。	○	
実施項目3-4① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	事象に応じた危機管理マニュアルを整備するとともに、学生等の安全確保や重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画を策定し、学内において広く浸透させる。	○	「学校法人長崎学院 危機管理規程」及びこれに付随する「学校法人長崎学院 危機管理マニュアル」を制定施行済みであり、インシデント別の個別マニュアルについてもほぼ策定が完了している。「危機管理マニュアル」には事業継続計画（BCP）に盛り込むべき内容も網羅されており、グループウェアでの共有により教職員への理解浸透を図っている。
実施項目3-4② 法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口の設置など、内部通報体制を整備する。	○	公益通報者保護法に基づき「学校法人長崎学院 公益通報者の保護に関する規程」を制定施行し、内部通報窓口設置及び公表等の体制整備を推進しており、コンプライアンス関連SDを定期的に実施する等、法令遵守の取組を推進している。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/about/compliance/
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	本学は、教学運営・経営の透明性を高め、幅広いステークホルダーからの信頼を維持・向上するため、法律上公表が定められていない情報についても、積極的に自らの判断によって努めて最大限公開する。	○	
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	本学は、自らが行う教育研究活動やそれを支える経営に係る情報について、様々な機会を通じて積極的に公開することによって、広く社会からの理解・信頼を得る。	○	
実施項目4-1① 情報公開推進のための方針の策定	情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進する。	○	教育研究に係る情報の公開は、「長崎外国語大学 教育情報の公表に関するガイドライン」として方針が策定されている。経営に係る情報の公開は、寄附行為及び関係諸法令に基づき遅滞なく実施されている。更に法令・学内規定に基づかない独自の取組として、教育の内部質保証の観点からIR情報の公開も行っている。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/about/organization-and-management/ https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/about/financial_info/ https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/about/ir_information/
実施項目4-1② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	用語解説や分かりやすい説明を付すなど、説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努める。	○	本学HPに公開している中期計画には付録として「用語集」を付しており、ステークホルダーの理解促進に努めている。 https://www.nagasaki-gaigo.ac.jp/cms/wp-content/uploads/2021/06/mediumtermplan_2021_2025_20230601.pdf

以上